白井市戸建住宅耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、戸建住宅の耐震診断を行う者に対し、当該耐震診断に要する費用の一部について、予算の範囲内において白井市補助金等交付規則(平成元年規則第10号)及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該 各号に定めるところによる。
 - (1) 戸建住宅 市内に現存する一戸建ての専用住宅又は併用住宅 (居住の用に供する部分の延べ床面積の占める割合が、全体 延べ床面積の 2 分の 1 以上のものに限る。)をいう。
 - (2) 耐震診断士 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士で、都道府県が行う木造建築物の耐震診断に関する講習会若しくはこれと同等のものであると市長が認めた講習会を修了したもの又は同項に規定する建築士(1級建築士又は2級建築士に限る。)であって、都道府県が行う鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造に係る耐震診断講習会若しくはこれと同等のものであると市長が認めた講習会を修了したものをいう。
 - (3) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)に定める方法又は国土交通大臣がこれと同等以上の効力を有すると認める方法によって耐震診断士が行う耐震診断をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる戸建住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主要構造部(建築基準法(昭和25年法律第201号)第 2条第5号に規定する主要構造部をいう。)が木材であって、 在来軸組構法若しくは枠組壁構法により建築されたもの又は鉄 筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造で あるもの(丸太組構法、建築基準法の一部を改正する法律(平 成10年法律第100号)第3条の規定による改正前の建築基 準法第38条の規定に基づく認定工法及び型式適合認定による プレハブ工法の住宅を除く。)
- (2) 地上階数が3以下のもの
- (3) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- (4) 居住の実態があるもの
- (5) 過去に耐震診断に関して市から補助金を受けていないもの
- (6) 都市計画法(昭和43年法律第100号)並びに建築基準 法第6条第1項及び同法第3章の規定に違反していないもの
- (7) 市が行う無料耐震診断を受け、合計評点が7点以下のもの若しくは無料耐震診断の相談員が耐震診断を必要と認めるもの又は耐震診断士が耐震診断を必要と認めるもの(木造の戸建住宅に限る。)

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいず れにも該当するものとする。
 - (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条の規定による住民基本台帳に記載されていること又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第12項の規定による外国人原票に登録されているもの
 - (2) 補助対象住宅の所有者(共有の場合にあっては共有者によって合意された代表者)であって、市税を完納しているもの
 - (3) 補助対象住宅を他の者に賃貸していないもの (補助金の額等)
- 第5条 補助金の額は、耐震診断に要する費用に3分の2を乗じて

得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、その額が7万円を超えるときは7万円を限度とする。

(交付の申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震診断に係る契約を締結する前に、白井市戸建住宅 耐震診断補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類 を添付して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 市が行う無料耐震診断の結果表又は耐震診断士が耐震診断の必要性を示した書類(木造の戸建住宅に限る。)
 - (2) 補助対象住宅の登記事項証明書
 - (3) 耐震診断に要する費用の見積書の写し
 - (4) 耐震診断を行う者が構造に応じた耐震診断士であることを 証するものの写し
 - (5) 補助対象住宅の建築確認通知書の写し
 - (6) 市税を完納していることを証する書類
 - (7) 第4条第1号に該当することを証する書類
 - (8) 案内図
 - (9) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、白井市戸建住宅耐震診断補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更又は中止)

第8条 前条に規定する交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請の内容に変更が生じたとき又は耐震診断を中止しようとするときは、白井市戸建住宅耐震診断補助金変更・中止承認申請書(別記第3号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、交付申請内容の変更で、事業目的や補

助金の額に変更を生じない軽微な変更の場合はこの限りでない。

- 2 交付決定者は、前項の規定による変更の承認を受けるときは、 同項に規定する申請書に第6条各号に規定する書類のうち変更に 係るものを添付しなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、白井市戸建住宅耐震診断補助金変更・中止承認通知書(別記第4号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第9条 交付決定者は、耐震診断が完了したときは白井市戸建住宅 耐震診断補助金実績報告書(別記第5号様式)に次に掲げる書類 を添付して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 耐震診断報告書の写し
 - (2) 現地調査の写真その他関係資料
 - (3) 耐震診断に係る契約書の写し
 - (4) 耐震診断に要した費用の領収書の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する実績報告書は、第7条に規定する通知があった 日から90日を経過する日又は当該通知があった日の属する年度 の1月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 市長は、前条第1項の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、白井市戸建住宅耐震診断補助金交付確定通知書(別記第6号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

- 第11条 前条の規定による確定通知を受けた交付決定者は、白井 市戸建住宅耐震診断補助金交付請求書(別記第7号様式)を市長 に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する請求書は、前条に規定する通知があった日の属

する年度の3月末日までに提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると 認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すこ とができる。
 - (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが明らかになったとき。
- 2 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、 白井市戸建住宅耐震診断補助金交付決定取消通知書(別記第8号 様式)により行うものとする。

(補助金の返還)

- 第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。
- 2 前項の返還命令は、白井市戸建住宅耐震診断補助金返還命令書 (別記第9号様式)により行うものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、別に定める。 附 則

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

別記

第1号様式(第6条関係)

(表)

白井市戸建住宅耐震診断補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 白井市長

 住
 所
 白井市

 氏
 名

 電話番号

下記により 年度白井市戸建住宅耐震診断補助金の交付を受けたいので、 白井市補助金等交付規則第3条第1項及び白井市戸建住宅耐震診断補助金交付 要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 補助事業等の目的及び内容 戸建住宅の耐震診断
- 2 補助事業等の経費の配分

事業種目	事業量	事業費	負担区分			
尹未催日 			市補助金	その他	自己負担	
白井市戸建 住宅耐震診 断補助金	(棟)	H	H		円	

3 補助事業等の予定期間

年 月 日~ 年 月 日

- 4 補助金等の額及び算出の基礎 確認票2及び3による
- 5 添付書類 確認票4による

白井市指令第 号の年 月 日

様

白井市長

印

白井市戸建住宅耐震診断補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった白井市戸建住宅耐震診断補助金交付申請については、白井市補助金等交付規則第5条及び白井市戸建住宅耐震診断補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付額が決定したので通知します。

記

交付決定額 円

備考

- 1 補助事業等が完了したときは、白井市戸建住宅耐震診断補助金実績報告書を速やかに作成し、市長に報告すること。
- 2 申請内容を変更しようとするとき又は耐震診断を中止しようとするときは 速やかに申請すること。

第3号様式(第8条第1項関係)

白井市戸建住宅耐震診断補助金変更・中止承認申請書

年 月 日

(宛先) 白井市長

 住
 所
 白井市

 氏
 名

 電話番号

年 月 日付け白井市指令第 号の で交付決定通知を受けた白井市戸建住宅耐震診断補助事業の変更・中止承認を受けたいので、白井市戸建住宅耐震診断補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

- 補助事業等の目的及び内容 戸建住宅の耐震診断
- 2 変更・中止の理由
- 3 変更の概要

第4号様式(第8条第3項関係)

白井市指令第 号の年 月 日

様

白井市長

印

白井市戸建住宅耐震診断補助金変更・中止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった白井市戸建住宅耐震診断補助金変更・ 中止承認申請については、白井市戸建住宅耐震診断補助金交付要綱第8条第3 項の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 補助事業等の目的及び内容 戸建住宅の耐震診断
- 2 変更・中止の理由
- 3 変更の概要

第5号様式(第9条第1項関係)

(表)

白井市戸建住宅耐震診断補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 白井市長

 住
 所
 白井市

 氏
 名

 電話番号

年 月 日付け白井市指令第 号の で交付決定通知を受けた白井市戸建住宅耐震診断補助事業が完了したので、白井市補助金等交付規則第11条及び白井市戸建住宅耐震診断補助金交付要綱第9条第1項の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業等の交付決定額

円

2 事業等実績

事業種目	事業量	事業費	負担区分		
事未復日 			市補助金	その他	自己負担
白井市戸建 住宅耐震診 断補助金	(棟)	円	円		円

3 事業期間

年 月 日~ 年 月 日

4 添付書類 確認票4による 第6号様式(第10条関係)

白井市指令第 号の年 月 日

様

白井市長

印

白井市戸建住宅耐震診断補助金交付確定通知書

年 月 日付け白井市指令第 号の で交付決定した白井市戸建住宅耐震診断補助事業については、白井市補助金等交付規則第13条及び白井市戸建住宅耐震診断補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付額が確定したので通知します。

記 交付確定額 <u>円</u>

第7号様式(第11条第1項関係)

白井市戸建住宅耐震診断補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 白井市長

 住
 所

 氏
 名

 電話番号

年 月 日付け第 号の で交付確定のあった白井市戸建住 宅耐震診断補助金を白井市補助金等交付規則第14条及び白井市戸建住宅耐震 診断補助金交付要綱第11条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

一金 円也

振込先

374.C) L		
金融機関名	銀行	支店
口座番号	当座・普通	
フリガナ		
口座名義人		

白井市指令第 号の年 月 日

様

白井市長

印

白井市戸建住宅耐震診断補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け白井市指令第 号の で交付決定した白井市戸建住宅耐震診断補助事業については、白井市補助金等交付規則第16条及び白井市戸建住宅耐震診断補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり交付決定の全部(一部)を取り消したので通知します。

記

1	交付決定額	円
2	取消額	円
3	取消後の交付決定額	円
1	取消抽中	

第9号様式(第13条第2項関係)

白井市指令第 号の年 月 日

様

白井市長

印

白井市戸建住宅耐震診断補助金返還命令書

年 月 日付け白井市指令第 号の で交付決定した白井市戸建住宅耐震診断補助事業について、白井市補助金等交付規則第17条及び白井市戸建住宅耐震診断補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

1	交付決定額	<u>円</u>	
2	既に交付した補助金	:額 円	
3	返還すべき金額	円	
4	返還期限 年 月		日
5	返還を命ずる理由		

6 返還方法